

一方的に送り付けられた商品は 直ちに処分可能に!!

特定商取引法が改正されました。令和3年7月6日以降、注文していないのに一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分可能になりました。

一方的な送り付け行為への対応3箇条

その1：商品は直ちに処分可能

その2：事業者から金銭を請求されても支払不要

その3：誤って金銭を支払ってしまったら、
すぐ相談

困ったときは、消費生活総合センター
にご相談ください。

お互いに 一声かけて見守りを！

